

帰還困難区域から避難した申立人について、中間指針第四次追補第2の1の指針I)①に基づく精神的損害が100万円増額された事例（和解案提示理由書あり。掲載番号34）。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

1 中間指針第4次追補第2, 1（指針）I)①は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」（第4次追補, 第2,（備考）1））に対する精神的損害として賠償すべき具体的な金額の目安を示しているところ、「被害者の被災地での居住年数等を問わず、I①の対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得る」（第4次追補, 第2,（備考）3））とする。

2 本件では、申立人について、次のような事情が認められる。

(1) 帰還困難区域に指定された、〇〇町に所在する申立人の自宅や畑等は、申立人の父母が苦勞して拓いたものであるところ、この土地で生まれ育ち、高校卒業後約〇年間は〇〇町を離れていたものの、きょうだいでただ一人、父親が亡くなり独り身となった母親の世話をするために〇〇町に戻り、母親が亡くなった後も、自宅や畑等を単独で相続し、両親から受け継いだそれらを自ら居住・耕作しながら守ってきた申立人は、この土地と地域に強い愛着を有している。

(2) 申立人は、〇〇町において〇〇会社の営業として勤務していた当時に築き上げた人的関係等を基礎として、自宅で〇〇店を営み、この仕事を生きがいでしていたところ、本件事故により地域の人々とのつながりを活かした形での業務の継続が困難となった。

(3) 申立人は、本件事故時5〇歳の独身女性であり、きょうだいも〇〇町を離れていたことから、自宅で介護を行ってきた母親が亡くなった後は、〇〇町の自宅において単身で生活してきた。

上記のような生活を送ってきた申立人にとって、その精神的な安寧は、居住環境や地域コミュニティに依存する部分が大きかったところ、知人のいない避難先での環境に順応することが、申立人の年齢や生活歴等に鑑みると容易ではないことも相俟って、長年慣れ親しみ拠り所としてきた〇〇町における居住環境や地域コミュニティを失ったことが、申立人に強い精神的苦痛を与えていると認められる。

3 以上の点を考慮すれば、第4次追補がいう「被害者の被災地での居住年数等を問わず……対象者全員に一律に支払う損害額」の賠償では、申立人の精神的損害の賠償には十分ではなく、これを増額すべき特段の事情が存在する。

よって、本件では、申立人の個別事情を考慮して、第4次追補において第

3期における精神的損害の賠償として加算された金額（1000万円）の1割を増額することが相当である。

平成26年10月8日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 中野剛史